

霧島市固定資産評価審査委員会条例等の一部改正について

霧島市固定資産評価審査委員会条例等の一部を次のように改正する。

令和3年6月4日提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例

(霧島市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

第1条 霧島市固定資産評価審査委員会条例（平成17年霧島市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「記載し、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、同条第8項中「記載し、審理を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 審理を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第9条第2項中「記載し調査を行った委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 調査を行った委員及び調書を作成した書記の氏名

第10条第2項中「記載し、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印しなければならない」を「記載しなければならない」に改め、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 議事に関与した委員及び調書を作成した書記の氏名

(霧島市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部改正)

第2条 霧島市職員のサービスの宣誓に関する条例（平成17年霧島市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第3号様式までの規定中「㊟」を削る。

(霧島市火入れに関する条例の一部改正)

第3条 霧島市火入れに関する条例（平成17年霧島市条例第242号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「㊟」を削る。

(霧島市河川占用料等徴収条例の一部改正)

第4条 霧島市河川占用料等徴収条例（平成17年霧島市条例第266号）の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「㊟」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

押印に係る規定を見直すことにより、行政サービスの効率的な提供を行うとともに、行政手続における市民の負担の軽減及び利便性の向上に資するため、本条例の所要の改正をしようとするものである。